

◆◆小野町タクシー利用料金助成制度の利用方法◆◆

1 タクシーに乗る時に、対象者証を運転手に見せてください。

- 運転手に対象者の番号をメモします。
- 目的地を伝えます。

※身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、対象者証と一緒に運転手に見せてください。

注意!!

- ★利用するときは、対象者証を必ず見せてください。見せないで利用すると、全額自己負担になります。

利用できるのは
月に16回まで
です。

利用する前に対象者証を
確認しましょう！

2 目的地に着いたら、料金を支払います。

- メーター料金が800円を超えた場合
⇒ 800円のみ支払います。
- メーター料金が800円以下の場合
⇒ 全額自己負担になりますので、メーター料金を支払います。

例えば…

- ★メーター料金が1,510円の場合



800円を超えた分は、後日、町からタクシー事業者へ直接、支払いをします。

対象者証
NO. 9999
氏名 小町 小桜
生年月日 S15.1.1
発行日 H30.5.1
小野町長

◆◆利用にあたっての注意事項◆◆

- ★「観光タクシー」または「羽場タクシー」で利用できます。
- ★ 町内での移動に限ります。
- ★ 対象者証を持っている方が乗っていれば、誰とでも相乗りができます。
- ★ 対象者証を失くした場合は、再発行ができますので、役場までお問い合わせください。

ルールを
守って
利用しましょう！



【お問い合わせ】小野町役場 企画政策課(電話:72-6939)

◆◆小野町タクシー利用料金助成制度の概要◆◆

★ どんな制度ですか？

「対象者証」を持つ人がタクシーを利用した時の料金の一部（1回の利用につき800円を超える部分）を町が助成します。

★ どこで利用できますか？

町内での移動（乗り降り）に限ります。

ただし、バス停からバス停、駅から駅への移動には利用できません。

★ 利用できる時間は決まっていますか？

午前7時から午後7時までの乗車に限ります。

（緊急を要する場合は午後9時まで利用できます）

★ 利用できる回数は決まっていますか？

月に16回まで利用できます。（片道で1回と数えます）

★ どこに出かけてもいいですか？

例えば、病院や役場、銀行・郵便局、商店・スーパー、知人宅などに
出かけるときは利用できます。

遊興等目的とするときは助成の対象になりません。

★ 対象者証を持っている人と一緒に乗っても対象になりますか？

対象者証を持っている方が一緒に乗っていれば、制度の対象です。

★ 用事を済ませている間、タクシーを待たせてもいいですか？

タクシーを目的地で待たせることはできません。

◆◆介護タクシー・福祉車両について◆◆

介護保険が適用される介護タクシーや福祉車両による送迎についても、
タクシー利用料金助成制度の対象となります。

ただし、介護タクシー等は業者と個別に契約が必要になります。

また、通常のタクシー利用と助成内容が異なりますので、詳しくは契約
している業者にご確認ください。

